

## 北部市場の販売時刻に関する要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、川崎市中央卸売市場業務条例（昭和47年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻について、必要な事項を定めるものとする。

(販売時刻)

**第2条** 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻は、条例第3条第1項各号に掲げる取扱品目の部類ごとに次の各号のとおりとする。

(1) 青果部

ア 販売開始時刻	午前0時
イ せり開始時刻	午前6時50分
ウ 販売終了時刻	午前12時

(2) 水産物部

ア 販売開始時刻	
(ア) 注文物品	午前1時
(イ) 鮮魚	午前3時30分
(ウ) 冷凍	午前3時30分
(エ) 塩干	午前3時30分
イ せり開始時刻	
(ア) 鮮魚	午前4時30分
(イ) 活魚（天然物）	鮮魚のせり売終了後

(ウ) 午前7時30分までに到着した地浦物	午前5時以降
(エ) まぐろ・かじき類	午前5時40分
ウ 販売終了時刻	午前12時
(3) 花き部	
ア 販売開始時刻	
(ア) 切花	午前4時
(イ) 鉢物	午前6時
イ せり開始時刻	
(ア) 切花	午前7時
(イ) 鉢物	午前9時（ただし金曜日 は午前7時以降随時）
ウ 販売終了時刻	
(ア) 切花	午後2時
(イ) 鉢物	午後2時
(その他)	

**第3条** この要領で定めるもののほか、卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻に関しその他必要な事項があるときは、市長が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

##### (関連要領の廃止)

2 北部市場青果部の販売時刻に関する要領、北部市場水産物部の販売時刻に関する要領、北部市場花き部の販売時刻に関する要領は、廃止する。

## 附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。